

市立幼稚園児募集

市立幼稚園児の募集

平成20年度市立幼稚園児募集を次の要領で行います。

入園資格

▼市内に居住する幼児

▼満4歳児（平成15年4月2日から平成16年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

▼満5歳児（平成14年4月2日から平成15年4月1日まで）

幼稚園名	問い合わせ先		募集人員		
	所在地	電話番号	4歳児	5歳児※	計
大洲市立大洲幼稚園	大洲市大洲715番地	24-3565	35名	70名	105名
大洲市立喜多幼稚園	大洲市東大洲85番地1	24-2266	70名	70名	140名
大洲市立久米幼稚園	大洲市阿蔵甲579番地1	23-2796	35名	35名	70名
大洲市立平野幼稚園	大洲市平野町平地28番地	23-2889	35名	35名	70名
大洲市立中野幼稚園	大洲市肱川町山鳥坂527番地2	34-2761	35名	35名	70名
大洲市立正山幼稚園	大洲市肱川町名荷谷1910番地2	34-2662	35名	35名	70名
大洲市立大谷幼稚園	大洲市肱川町大谷2665番地	34-2560		35名	35名
大洲市立予子林幼稚園	大洲市肱川町予子林1957番地	34-2216		35名	35名
大洲市立河辺幼稚園	大洲市河辺町植松674番地	39-2808	35名	35名	70名

※ 5歳児の募集人員は、「現在の園児数を含んだ人数」です。
入園希望者が定員を超えた場合は、抽選により入園を決定します。



肱川の伐採木はいりませんか？



今までは伐採木を、中間処分場において炭やチップとしてリサイクルしていましたが、今回はコスト削減の観点から、地域住民の皆さんに有効利用していただければと考えています。そこで、一定期間五郎大橋下流の高水敷きの仮置き予定場所に仮置きしますので、必要な方は下記期日に自由にお持ち帰りください。

皆様のご協力により、処分費の削減が図れ、より広範囲の伐採木の処理が実施出来ることとなります。

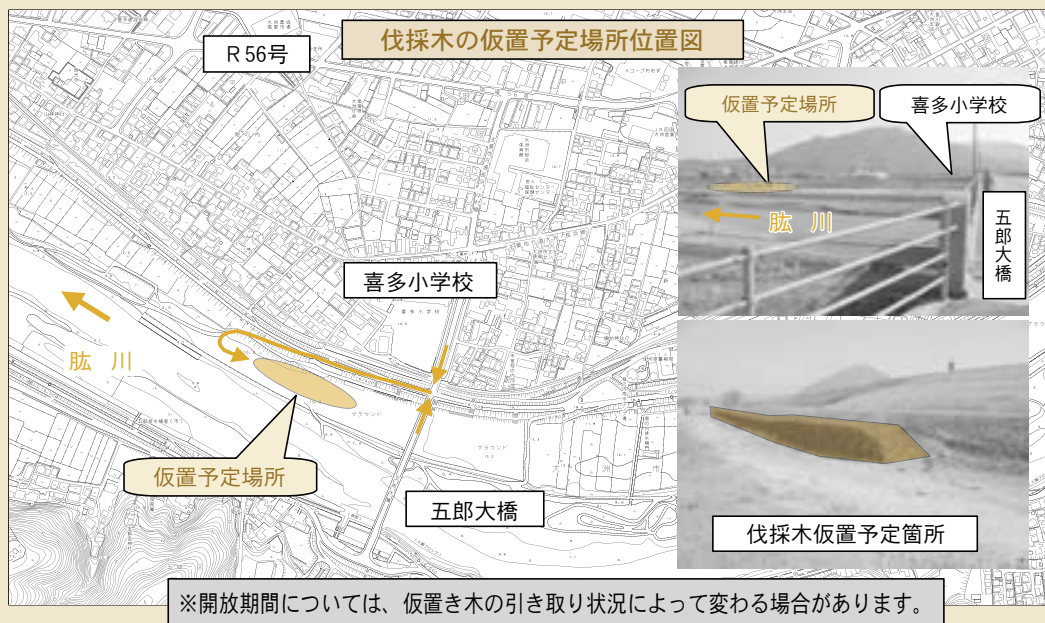
なお、積み込み、運搬は各自で行ってください。

また、積み込み・運搬時の事故などについては国土交通省では責任を持ちません。また、札付けなどによる予約・取り置きなどの対応は致しませんので、必要な伐採木をその都度お持ち帰りください。

また、処分費削減のために大口需要の受け入れが可能な施設の募集についても同時に行いま

す。希望の方は下記までご連絡をお願いします。

- 開放期間：※11月下旬～平成20年6月15日までの土・日曜日（祝日は除く）
（午前9時～午後4時）
- 仮置場所：大洲市若宮 喜多小学校前河川敷
（五郎大橋下流側の高水敷）
- 問い合わせ先：国土交通省大洲河川国道事務所
肱川出張所 ☎25-4649



※開放期間については、仮置き木の引き取り状況によって変わる場合があります。

浄化槽を設置されている皆様へ

浄化槽を設置されている皆様へ！

あなたも浄化槽管理者です

「浄化槽法」では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、3つの義務を課しています。

- ① 保守点検
- ② 清掃
- ③ 水質に関する検査

『保守点検』とは、浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、清掃時期の判定、消毒剤の補充といったことを行うものです。保守点検の資格のある者が行わなければならないことになっていますので、専門業者などに委託してください。

『清掃』とは、浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となる汚泥などを槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり、清掃する作業です。浄化槽清掃業の許可を受けた業者などに委託してください。

なお、『保守点検』、『清掃』の記録は、3年間保管する義務がありますので、大切に保存しておいてください。『水質に関する検査』とは、

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認する大変重要な検査です。この検査のことを「法定検査」と呼び、浄化槽を使い始めて3カ月経過してから5カ月以内に行う「設置後等の水質検査」（7条検査）と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」（11条検査）があります。検査は愛媛県知事が指定した「指定検査機関」である、(株)愛媛県浄化槽管理センターが行います。「浄化槽法」に規定されている検査ですので、必ず受検してください。詳しくは、(株)愛媛県浄化槽管理センター 南予検査支所【☎0894(62)3255】にお問い合わせください。

快適な生活と美しい環境を守るために浄化槽の維持管理につとめましょう。



シリーズ

後期高齢者医療制度

75歳以上の方などへ

No.6

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。

平成20年4月にスタートする後期高齢者医療制度では、対象者一人ひとりに保険料を納めていただくこととなります。

○保険料の納付方法は、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、年金から天引きされま

す。(特別徴収) 年金額が年額18万円未満の方は、市に納付していただきます。(普通徴収) また、保険料と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方は、天引きが過大にならないように、市が普通徴

収を行います。

なお、保険料のしくみについては、前号をご覧ください。

問い合わせ先

○愛媛県後期高齢者医療広域連合

松山市北条辻6番地(松山市役所北条支所2階)

☎089(911)7733

Fax 089(911)7735

E-mail info@ehime-kouiki.jp

http://www.ehime-kouiki.jp/

○市役所保険環境課老人保険係

☎2111(内線155)

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

①ホームページ (HP) からカンタン申告

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)

③添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。)

④還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

第59回人権週間 12月4日～10日

平成19年度啓発活動重点目標

「育てよう 一人一人の 人権意識 —思いやりの心・かけがえのない命を大切に—」

- ◆ 12月4日(火)から10日(月)までの1週間は人権週間です。
- ◆ 法務省および全国人権擁護委員連合会では啓発活動重点目標のほか、次の事項を強調事項として各種行事を実施します。
- ◆ 女性の人権を守ろう
- ◆ 子どもの人権を守ろう
- ◆ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ◆ 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ◆ 部落差別をなくしよう
- ◆ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◆ 外国人の人権を尊重しよう
- ◆ HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくしよう
- ◆ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくしよう
- ◆ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆ インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ◆ 性的指向を理由とする差別をなくしよう
- ◆ ホームレスに対する偏見をなくしよう
- ◆ 性同一性障害を理由とする差別をなくしよう
- ◆ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

大洲市の人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
上田 弘	若宮	24-6370
上野 マリエ	大洲	23-2123
佐川 文彦	新谷町	25-3167
松岡 昇平	成能	27-0107
藤木 恵利子	柚木	24-3505
松岡 強	八多喜町	26-0136
谷本 京子	平野町平地	23-2132
清水 禎子	白滝	54-0631
下田 美澄	長浜町下須戒	52-1616
台本 曙美	肱川町宇和川	34-2650
梅木 キヨカ	河辺町三嶋	39-2879

人権問題に関する 総合12時間電話相談

相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害など、家庭および近隣関係などにおける人権問題に関するあらゆる相談(無料・秘密厳守)

なお、人権問題で困っている人は、次の人権擁護委員か法務局(☎244155)へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

人権擁護委員が 委嘱されました

10月1日付けで法務大臣から、佐川文彦さん(新谷町・再任)、上田弘さん(若宮・

日 時 12月4日(火)
午前9時～午後9時
電話番号(フリーダイヤル)
☎(0120)025550
相談担当者 人権擁護委員(弁護士資格のある者も含む)、法務局職員
主 催 松山地方法務局

人権擁護委員について

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちです。この制度は、「日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約1万4千人の委員が全国の市町村に配置され、法務局の人権相談所や自宅などでも住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的に活動しています。

再任)が当市の人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、皆さんの毎日の暮らしに起こるさまざまな問題、同和問題、女性の問題、外国人の問題、家庭内や近隣間のもめごとなど、悩みごとの相談にのってくれます。

相談内容の秘密は固く守られます。また、相談は無料で難しい手続きもありません。

お気軽にご相談ください。

マイバッグ推進運動モニター募集!

祝・大洲城 入城者 20万人突破!

～ 10月5日(金)大洲城の入城者が
20万人になりました ～



▲20万人目となった佐藤静さん(右)

20万人目の入城者となったのは、横浜市からご夫妻で四国の観光に来られた、横浜市在住の佐藤静さん(28歳)で、この日は四万十川を見学して午後大洲に入られての出来事となりました。大洲城の職員に拍手で出迎えられた佐藤さんは、少し照れた様子で首藤馨副市長より認定証や天守内に展示しているジオラマ人形のモデル権などの記念品を受け取られました。佐藤さんは、「お城があることは

ガイドブックで知っていました。こんな素敵なお城の20万人目になれてうれしいです。旅のいい記念になります」と語っていました。平成16年9月に一般公開された大洲城ですが、臥龍山荘やおはなはん通りなどのレトロな町並みに加え、ポコペン横丁の開催や思ひ出倉庫、おおず赤煉瓦館の展示の充実などもあり、予定よりも早い20万人の達成となりました。

マイバッグ推進運動モニター募集!

大洲市では、ごみの減量化を図り、資源を大切に作る取り組みとして、**マイバッグ(愛用の買い物袋)推進運動**を実施しています。

- 募集人員 先着150人(これまでのモニター以外の方)
- 資格 大洲市在住者
- 実施期間 平成20年1月～2月
- 要領 大洲市より配布するマイバッグを買い物の際に使用していただき、アンケートにお答えいただきます。
(終了後マイバッグはそのままお使いいただいて結構です。)
- 申込方法 電話で申し込んでください。
- 申込先 市役所保険環境課生活衛生係
☎24-2111(内線158)
- 締め切り 12月25日(火)



一平成18年度の 体験モニターアンケート (回収率 63%)

マイバッグ推進運動を周知することによって、さらなるごみの減量化・リサイクルなどに努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

主なご意見は次のとおりです。ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

- 買い物の際、どれくらいの割合でマイバッグを使用しましたか。
 - ・毎回使用(35人)
 - ・時々使用(29人)
 - ・使用しなかった(1人)・その他(2人)
- 現在のごみの分別種類についてどう思いますか。
 - ・現状でよい(48人)
 - ・少なすぎる。リサイクル推進のためもっと増やすべき(14人)
 - ・多すぎる。複雑で難しい。減らしてほしい(1人)
 - ・その他(4人)
- どのようにしたら、ごみの減量化が図られると思いますか。
 - ・スーパーでの過剰包装をやめる(19人)
 - ・容器を持参し、量り売りにする(9人)
 - ・レジ袋の有料化(6人)
 - ・製造、販売する側の協力や意識改革が必要(4人)
 - ・消費者が過剰包装の商品を買わないような運動をする(2人)
 - ・もっと細かく分別し、リサイクルを推進する(2人)
 - ・リターナブルびん、リターナブルペットボトルにする(2人)